

土壌汚染対策法改正における 業界団体としての要望と取り組み

一般社団法人 日本汚染土壌処理業協会
辻本健二



1. 一般社団法人 日本汚染土壌処理業協会 (JSTA) 概要

名称	一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 Japan Soil Treatment Association 略称: JSTA
所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目1番1号福永ビル3階
設立	平成22年8月30日
会員	正会員11社20許可施設(H.28.4現在) 賛助会員6社
設立契機	改正土壌汚染対策法(平成22年4月施行) → 汚染土壌処理業許可制度導入
事業内容	(1)汚染土壌の適正処理の推進に関する事項 (2)汚染土壌の運搬・処理状況に関する調査研究、資料の収集、情報の提供に関する事項 (3)汚染土壌の運搬・処理技術や環境技術の開発に関する事項 (4)汚染土壌の運搬・処理に関する研修会等の開催、協力及び講師の斡旋に関する事項 (5)汚染土壌の運搬・処理に関する図書、会報等の刊行に関する事項

【正会員】

DOWAエコシステム(株)	エコシステム花岡(株)	エコシステム秋田(株)	関電ジオレ(株)
大栄環境(株)	三重中央開発(株)	(株)ダイセキ環境ソリューション	
成友興業(株)	サンコーリサイクル(株)	(株)チョウビ工業	オオノ開発(株)
日興サービス(株)	関西トクヤマ販売(株)	仙台環境開発(株)	

【賛助会員】

環テックス(株)	(株)MCエバテック	吉野ゴム工業(株)	三光(株)
(株)エコ・プロジェクト	テクノス(株)		

2. JSTAの理念

＜設立経緯＞

汚染土壌処理業は、改正土壌汚染対策法（平成22年4月施行）により、許可制度が導入されました。このことは、汚染土壌処理に携わる者にとって、より一層社会的責任が増したと言えます。

こうしたなか、私たちは、業界としての意見・要望等のとりまとめやその発信、行政施策等の周知のための窓口機能、技術面、経営面、安全面等の各種問い合わせ対応などの機能を有する組織が必要であると考え、当会を設立いたしました。

一般社団法人日本汚染土壌処理業協会は、汚染土壌処理に携わる方々、当会設立趣旨にご賛同いただける方々に広くご参加を呼びかけ、今日に至っております。

＜適正処理推進に向けた活動(例)＞

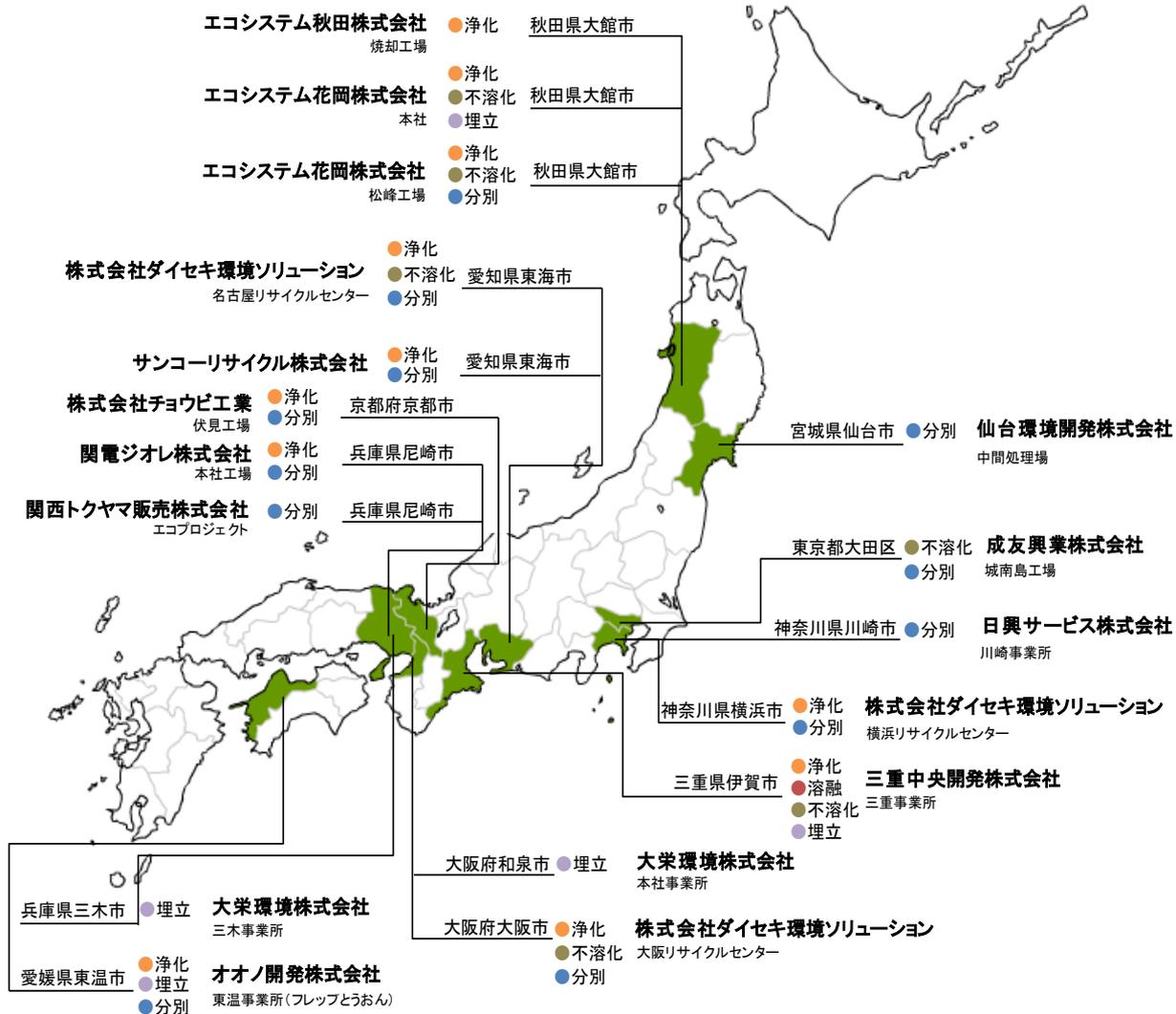
当会は、汚染土壌の適正処理推進に資することを第一の目的とし、処理施設における処理実績の開示等により、処理の透明化を図ることが、適正処理の第一歩と考え、ホームページで会員企業の処理実績を公開しています。

また、タイムリーにトレーサビリティを確認できるよう、管理票の電子化にも取り組んでいます。

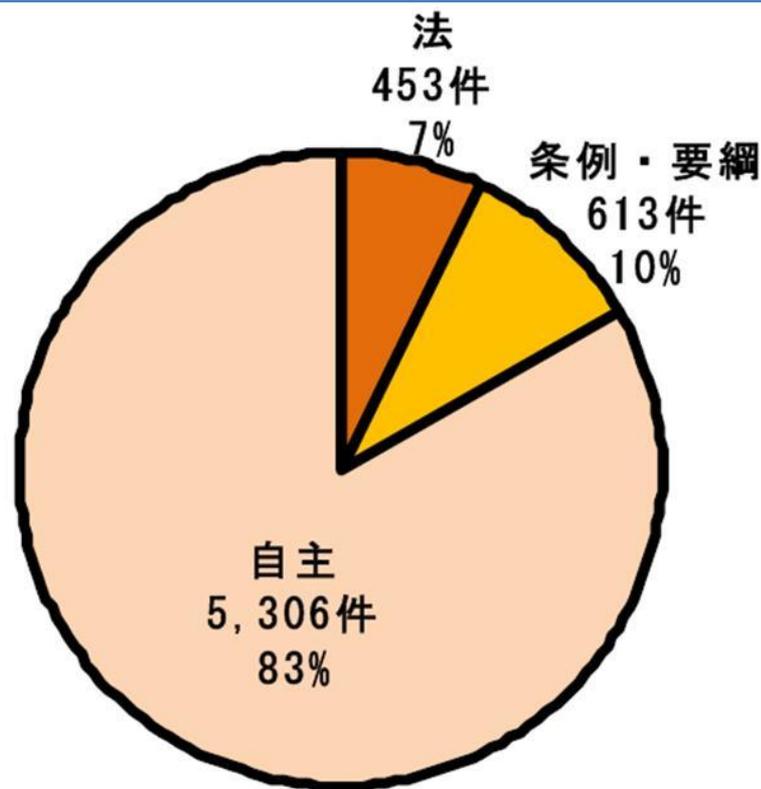
今後も業界のレベルアップ、モラルアップを図り、適正処理の推進に貢献してまいります。

3. JSTA会員企業許可施設

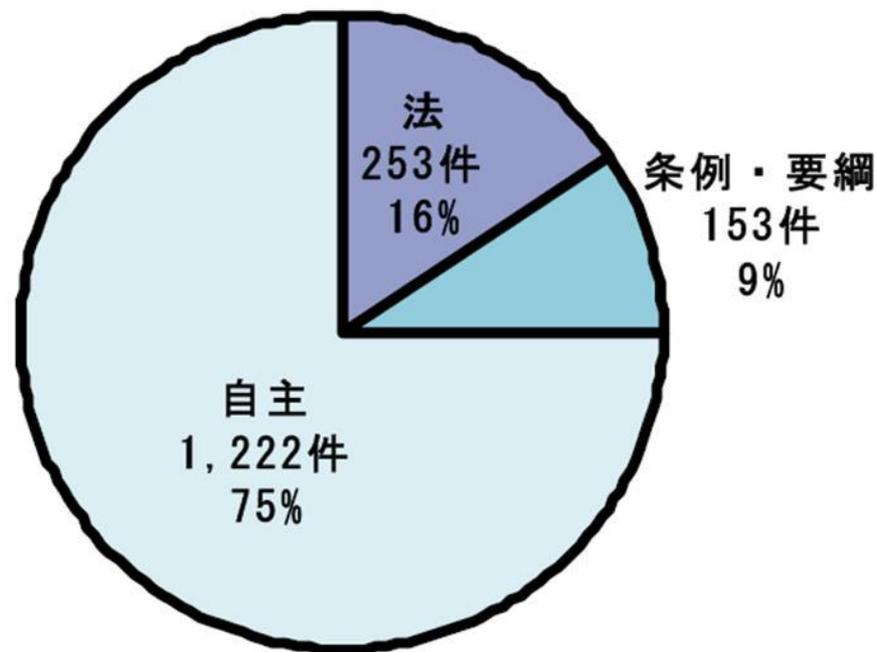
H26年度.会員企業汚染土壌処理量:約1,815千t(浄化等556千t、埋立781千t、分別等478千t)



4. 土壌汚染対策法の適用状況(受注件数契機別割合)



調査

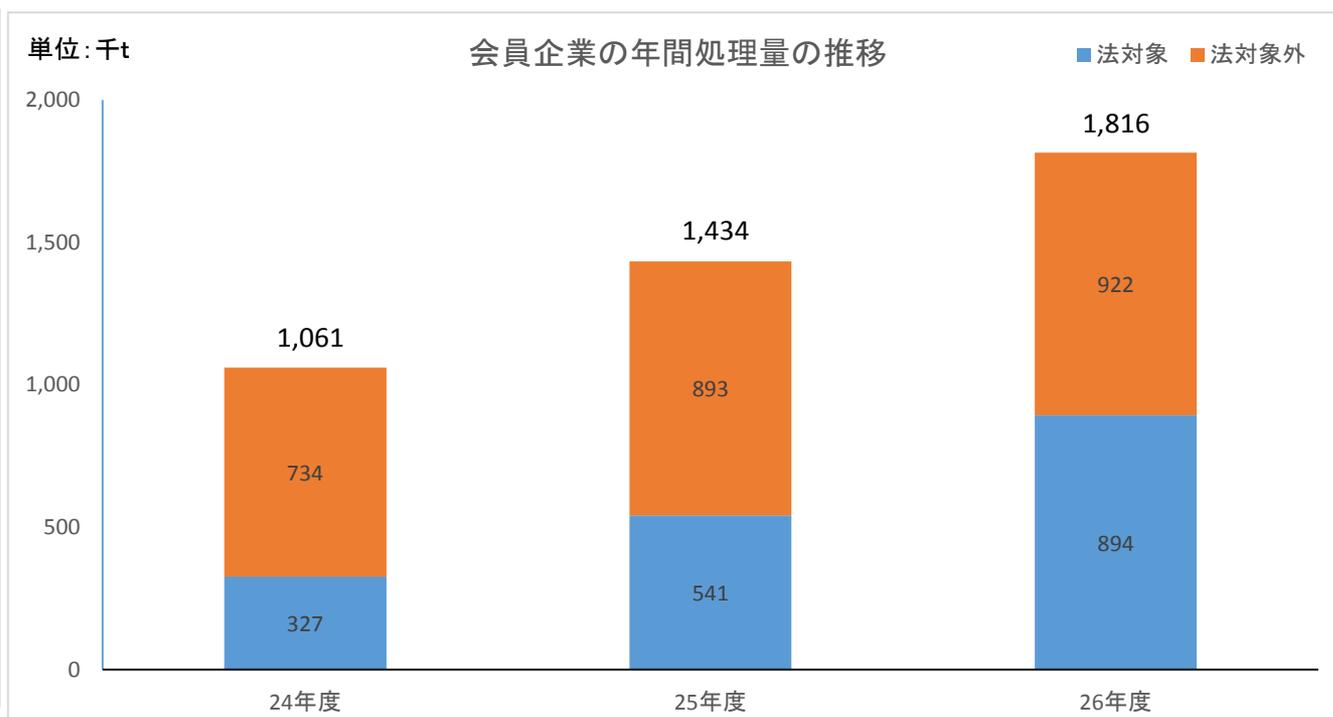
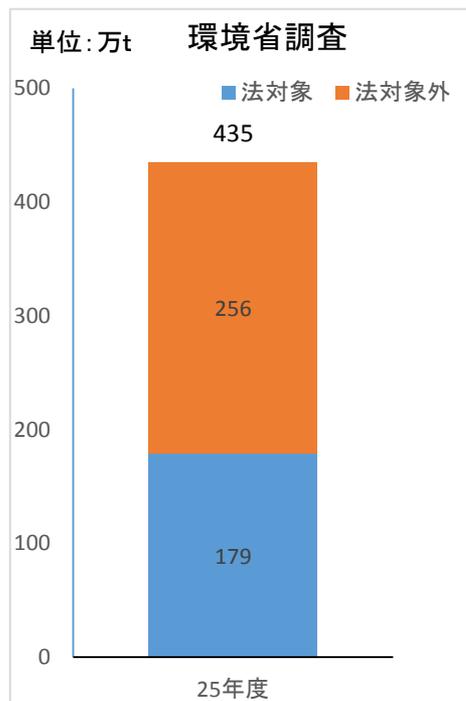


対策

法・条例対象外が調査・対策とも圧倒的に多い

「土壌汚染状況調査・対策」に関する実態調査結果(平成26年度)より抜粋
土壌環境センター会員企業アンケート結果による調査・対策受注業務の景気別割合
対象企業数:113社(回答企業数:93社)、受注実績有り企業数:72社

5. JSTA会員企業の平成26年度処理実績



協会会員会社のH26年度処理実績では土量の約50%が法対象であった。
また、環境省が実施した25年度アンケート調査結果では、土量の41%が法対象であった。
法対象vs法対象外は、前頁の件数比較でも土量比較でも法対象外が法対象を上回る。



法対象(法の適用範囲)を拡大すべき

6. 不適正処理の事例

汚染土壌の不適正処理は、平成22年度の法改正後は減少傾向にあると推察されるが、いまだに不適正処理が行われているのも事実である。

以下に、2つの不適正事例をご紹介します。

報道等の年月	地区	概要	内容
H25.6	関西	残土処分場で有害物質を検出	・残土処分場に搬入された土砂から、環境基準を超えるシアン化合物などを検出
H24.6	中部	公共工事発注担当が掘削前土壌調査の偽装を指示	・公共工事の掘削前土壌調査について、発注担当が偽装を指示 ・不法投棄現場付近のため汚染がある場合、掘削土（建設汚泥）の処理費の増額を懸念し、別の場所の土壌データの使用を指示 ・県の要綱では、環境基準に適合する建設汚泥処理物は「再生土」としてリサイクルされ、適合しない場合は産廃として埋立処分

公益公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページより抜粋

7. 海洋投入処分等について

内閣府 規制改革会議 第7回投資促進等ワーキング・グループの資料
千葉県ご提案に対する環境省の考え方を明示したもの

資料1-3 「自然由来物質の規制の適正化」に対する環境省の考え方
出展：環境省水・大気環境局 土壤環境課 海洋環境室資料(H27.3.9)

■土対法の規制緩和に対する千葉県のご提案

○ 法第18条「汚染土壤の処理の委託」の例外規定の追加

同法第18条の汚染土壤の委託の処理の例外として、以下の方法を追加できないか。

海底浚渫土で造成された臨海部の残土を海洋汚染防止法のスキームに則って、適切に海底へ埋め戻すという人的な摂取リスクを回避した新たな処理方法

※海洋投入処分を実施するに当たっての前提
海防法に基づく土砂の基準と手続を遵守し、周辺環境への影響を十分に配慮した上で実施



■千葉県のご提案に対する環境省の考え方

要措置区域等から搬出する汚染土壤については、土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理施設が94施設存在する現状において、ロンドン議定書で求められている「海洋投入処分以外に適切な処分方法がないこと」の要件を満たさないため、海洋投入処分は困難である。

・海洋投入処分は船から直接海へ土砂を投入する方法であり、法に準じた処理方法に比較して、簡易かつ安価な処分方法と考えられる。

・千葉県がご提案されたように、法対象外の搬出汚染土壤の処理として、海洋投入処分を適用することも考えられる（実際に実施されているかは不明）。

・**(意見)**左記の環境省の考えのとおり、ロンドン議定書を勘案して、**法対象外の搬出汚染土壤も汚染土壤処理許可施設、あるいはそれに準ずる施設で処理すべきと考える。**

・**なお、管理型の海面埋立施設等は問題ないと考える(次項)。**

参考 廃棄物の海面埋め立て処分場の構造

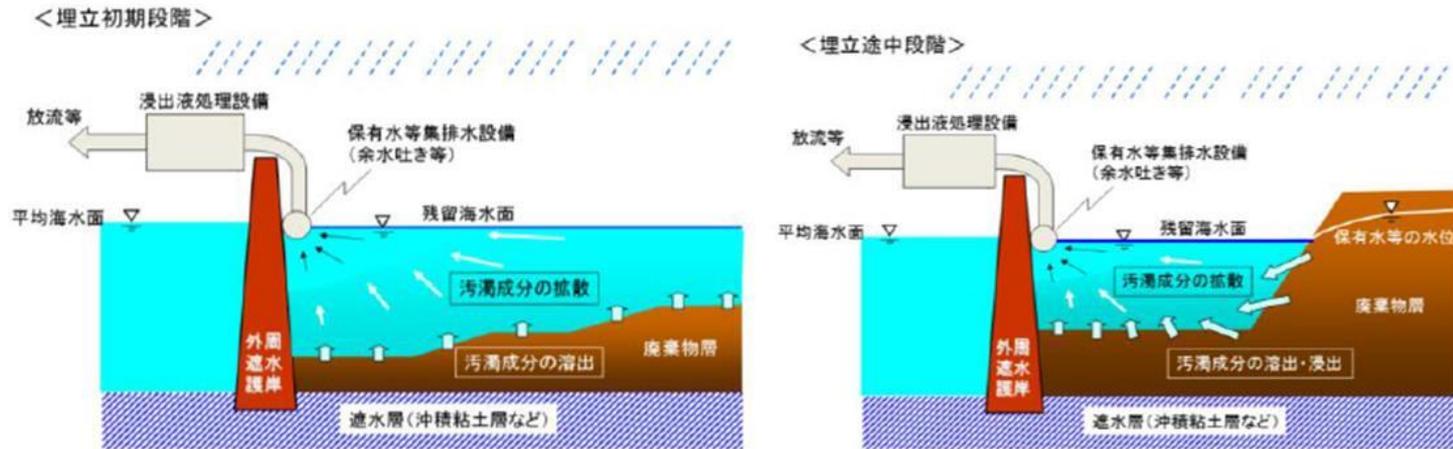


図 2-1 残留海面がある場合の集水能力を備えた余水吐きその他の排水設備

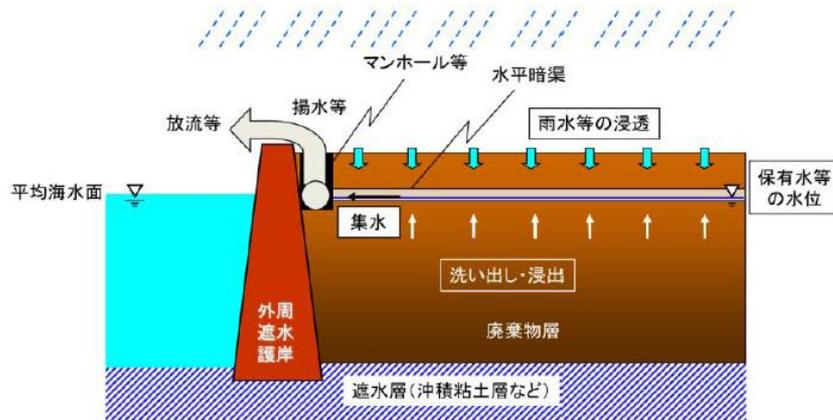


図 2-2 全面陸域化して集水能力が無くなった場合の余水吐きその他の排水設備

左図は海面処分場の望ましい構造として掲載されている。

(意見) 汚染土壌の有効利用として海防法の判定基準を満足した汚染土壌について、港湾埋め立ての埋立材利用があるが、利用にあたっては同様の構造を求めるべきと考える。

8. 協会の取り組み(大規模工事における低濃度汚染土壌対策)

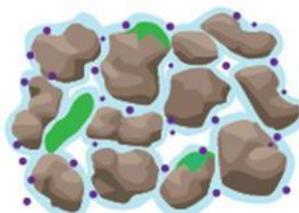
協会では、低濃度な重金属汚染土壌の処理法として開発されたDME工法の処理拠点、現地処理の導入をめざし、普及に取り組んでいます。

原理

鉄粉には砒素や鉛などの重金属を吸着する特徴があります。自然由来の重金属含有土壌等に鉄粉を混合し、重金属を鉄粉に吸着させた後、磁石で鉄粉を回収すると土壌から重金属が除去されます。

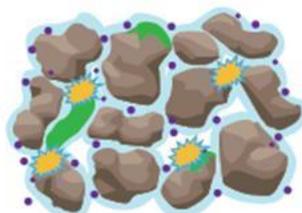
- 水溶性汚染物質 (間隙水に溶存)
- 難水溶性汚染物質 (安定)
- 土壌粒子
- 間隙水
- 鉄粉

1 処理前土壌 (有姿)



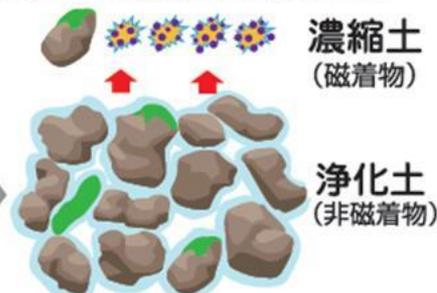
2 特殊鉄粉と酸を混合

特殊鉄粉への水溶性汚染物吸着

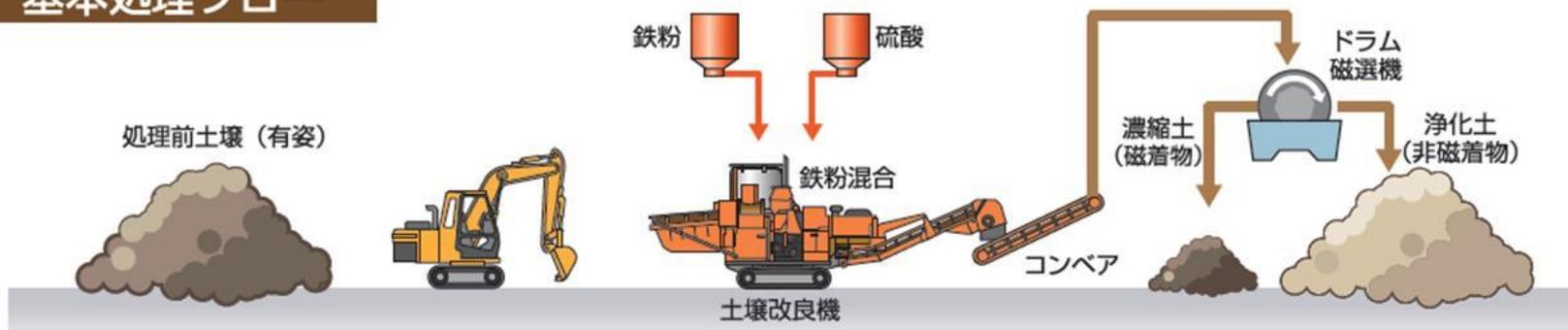


3 磁選により鉄粉回収

鉄粉とともに水溶性汚染物質を回収



基本処理フロー



9. 電子管理票システムによる適正処理監視・透明性確保

構築の目的

①透明性の確保

搬出現場からの出発、処理施設への到着、処理完了報告をタイムリーに確認できる。
また、二次処理を一次処理と紐づけることで、搬出された汚染土壌の最終処理まで確認が可能になる。

②事務処理の効率化

管理票データが社内のデータベース等とリンクしていないケースが多く、プロジェクト管理等に使用するデータは、管理票情報とは別途入力しているケースが多い。電子化することで管理票データが社内で共有できる。搬出現場や積替え保管場所での記入の必要がなくなり、スピーディーな搬出が行えることや、誤記入が回避できる。

③統計情報の提供

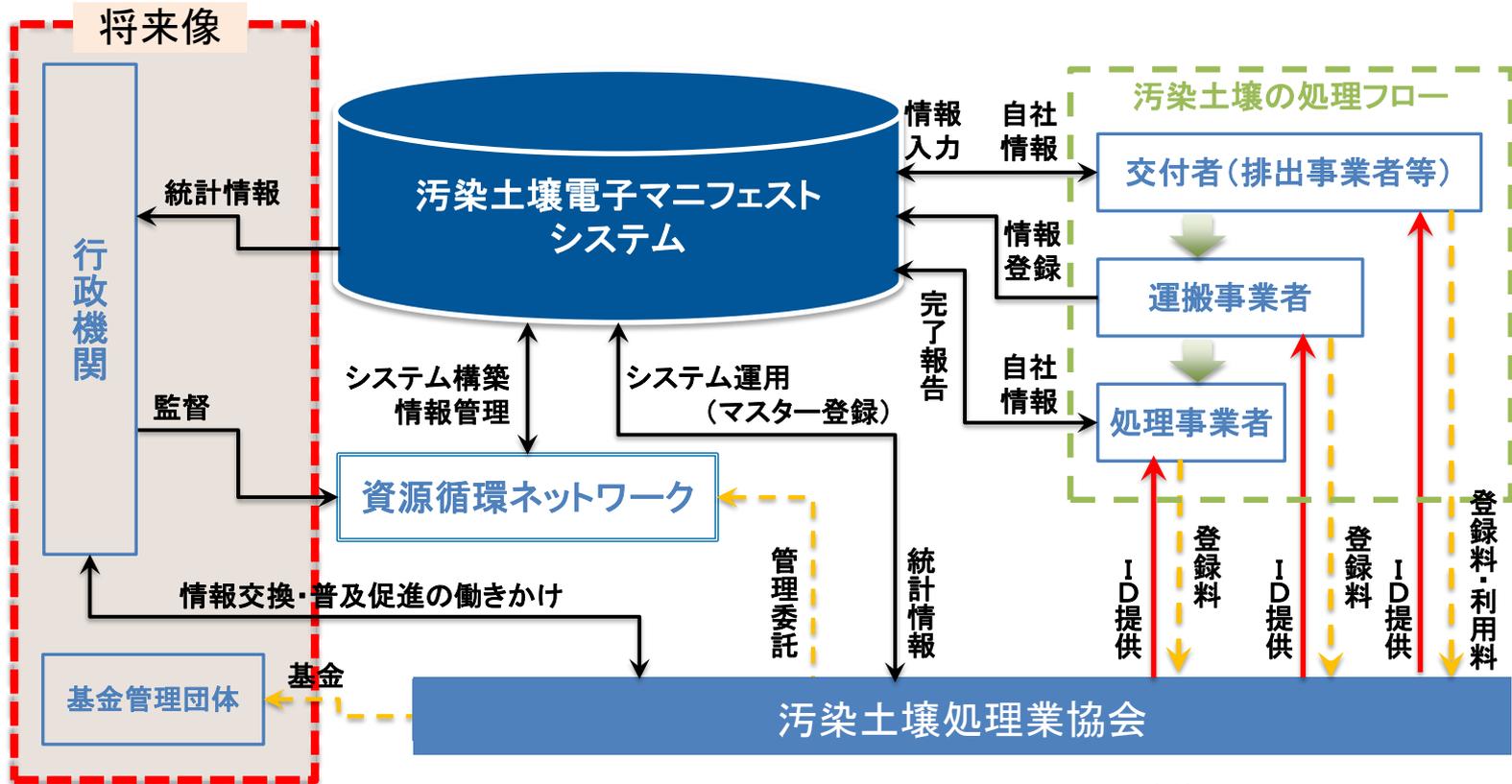
搬出量や処理量の統計情報をシステム上で集計し、都道府県等への報告が可能になる。
また、各社が自社の統計情報をダウンロードすることができ、営業事務への活用が可能となる。

④今後の発展性

汚染土壌だけでなく、残土の管理にも転用できる。
また、自動ゲートシステムやGPSとの組み合わせも可能である。

10. 電子管理票システムの概要(案)

管理票の電子化は、法対象外土壌について自主的な取り組みを開始し、将来的には法対象土壌にも拡大し、行政機関等への統計情報の提供や基金管理団体への基金の拠出などを目指したいと考えています。



■料金体系

- | | | |
|---------------|--|----------------------------|
| ・登録料
(定額制) | 交付者(土地所有者、発注者、建設業者等)
運搬事業者
処理事業者 | →現場単位
→ドライバー単位
→施設単位 |
| ・利用料
(従量制) | 交付者(土地所有者、発注者、建設業者等)
運搬事業者
処理事業者 | →現場単位
→無料
→無料 |

■入力対応等

- | | |
|--------|--------------|
| ・交付者 | →PC等で情報入力 |
| ・運搬事業者 | →携帯アプリ等で情報登録 |
| ・処理事業者 | →PC等で完了報告 |

※2次マニフェストは1次マニフェスト番号で紐付け

11. まとめ

- 汚染土壌はすべて法対象とすべき
- 海洋投入処分は極力行わない
(ロンドン議定書の遵守)
- 低濃度汚染土壌の処理にはDME工法を推奨
- 処理業者の透明性確保⇒管理票の電子化
(将来的には法対象土壌への拡大を目指す)